

預金規定集

ひろがる夢 と たしかな未来



播州信用金庫

(2017.6現在)

播州信用金庫をご利用いただきありがとうございます。
お預け入れいただきました預金等は、本規定集の各規定により、お取り扱いさせていただきますので、ご一読くださいますようお願い申し上げます。

播州信用金庫預金規定

目次

1. 総合口座取引規定	1～5
2. 普通預金規定	6～9
3. 無利息型普通預金規定	10～13
4. 納税準備預金規定	14～16
5. 貯蓄預金規定	17～20
6. 通知預金規定	21～23
7. 定期預金共通規定	24～25
8. 自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）規定	26～28
9. 自由金利型定期預金（大口定期預金）規定	29～30
10. 自由金利型期日指定定期預金規定	31～32
11. 自動継続定額複利預金（自由金利型定期預金（M型））規定	33
12. 変動金利定期預金規定	34～35
13. ばんしん懸賞金付定期預金「ベストワン」規定（利払式自動継続扱い）	36～37
14. ばんしん年金定期預金規定	38
15. ばんしんシルバー定期預金規定	39
16. 自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期・振替型）規定	40～42
17. 積立定期預金規定	43～45
18. 新型自動振替定期積金規定	46～48
19. 盗難通帳等による預金等の不正な払戻し被害の補てん等に関する特約	49～50

総合口座取引規定

1. (総合口座規定)

(1) 次の各取引は、ばんしん総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。

① 普通預金

② 自由金利型期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金および変動金利定期預金（以下これらを「定期預金」といいます。）

③ 第2号の定期預金を担保とする当座貸越

(2) 普通預金については、単独で利用することができます。

(3) 第1項第1号から第2号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当金庫の当該各取引の規定により取扱います。

2. (取扱店の範囲)

(1) 普通預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。ただし、当店以外での払戻しは、払戻請求書に押印された印影（または記入された署名・暗証）と届出の印鑑（または署名鑑・暗証）との照合手続きをした後に行います。この預金を当店以外の店舗で払戻す場合には1日につき1,000万円までを限度とします。但し、当金庫が適当であると認めた場合は、この限度額を超えて払い戻すことが出来るものとします。

(2) 自由金利型期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）および変動金利定期預金の預入れは1口1,000円以上（ただし、中間利息定期預金によって作成されるこれらの預金の預入れの場合を除きます。）、自由金利型定期預金の預入れは当金庫所定の金額以上とし、定期預金の預入れ、解約または書替継続は当店のみで取扱います。

3. (定期預金の自動継続)

(1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、自由金利型期日指定定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長預入期限に自由金利型期日指定定期預金に自動的に継続します。

(2) 継続された預金についても前項と同様とします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続したときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。ただし、自由金利型期日指定定期預金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

4. (預金の払戻し等)

(1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）して、この通帳とともに提出してください。

(2) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。

(3) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻することができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

(4) 定期預金の解約元利金は、その解約日に普通預金に入金します。

5. (預金利息の支払い)

(1) 普通預金の利息は、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、普通預金に組入れます。

(2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

6. (当座貸越)

(1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金するうえ払戻しまたは自動支払いします。

- (2)前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）はこの取引の定期預金の合計額の90%（1,000円未満は切捨てます。）または200万円のうちのいずれか少ない金額とします。
- (3)第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第8条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

7. (貸越金の担保)

- (1)この取引に定期預金があるときは、第2項の順序に従い、その合計額について223万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
- (2)この取引に定期預金があるときは、後記第8条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期預金数口ある場合には、預入日（継続をしたときはその継続日）の早い順序に従い担保とします。
- (3)①貸越金の担保となっている定期預金について解約または（仮）差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または（仮）差押にかかる預金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。
- ②前号の場合、貸越金为新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。

8. (貸越金利息等)

- (1)①貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
- A 自由金利型期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合
その自由金利型期日指定定期預金ごとにその「2年以上」の利率に年0.50%を加えた利率
- B 自由金利型定期預金（M型）を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金（M型）ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率
- C 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率
- D 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合
その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率
- ②前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。
- ③この取引の定期預金の全額の解約により、定期預金残高が零となった場合には第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (2)貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当金庫が定めた日からとします。
- (3)金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14%（年365日の日割計算）とします。

9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1)通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2)通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3)届出があった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到着したものとみなします。

10. (印鑑照合等)

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名・暗証）を届出の印鑑（または署名鑑・暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

ん。

11. (即時支払)

(1) 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がなくても、それらを支払ってください。

- ① 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき。
- ② 相続の開始があったとき。
- ③ 第8条第1項第2号により極度額を超えたまま6ヶ月を経過したとき。
- ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において所在が明らかでなくなったとき。

(2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がありしだい、それらを支払ってください。

- ① 当金庫に対する債務の一つでも返済が遅れているとき。
- ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

12. (反社会的勢力との取引拒絶)

この普通預金口座は、第13条第3項第1号、第2号AからGおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条第3項第1号、第2号AからGまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの普通預金口座の開設をお断りするものとします。

13. (解約等)

(1) 普通預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店で申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときには、別途に定期預金の証書(通帳)を発行します。

(2) 前記11(1)および(2)の事由があるときは、当金庫はいつでも貸越を中止し、または貸越取引を解約できるものとします。

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はいつでも取引を停止し、または通知することによりこの取引を解約することができるものとします。この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。

- ① 預金者が普通預金口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- D. 暴力団準構成員
- E. 暴力団関係企業
- F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- G. その他前各号に準ずる者

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

14. (差引計算等)

(1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当金庫は次のとおり取扱うことができるものとします。

① この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続きを省

略し、この定期預金を払戻し、貸越元金等の弁済にあてることもできるものとします。

②前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。

③第1号、第2号により、なお普通預金の残高がある場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

(2)前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

15. (成年後見人等の届出)

(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。

(2)家庭裁判所の審判より、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前記第1項ないし第2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

(4)前記(1)項ないし(3)項の届出事項に取消または変更が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

(5)前記(1)項ないし(4)項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

16. (譲渡・質入れの禁止)

(1)普通預金、定期預金その他のこの取引にかかるといふ権利および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

(2)当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

17. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1)定期預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したもとして、相殺することができます。なお、この預金が前記7. 第1項により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。

(2)前項により相殺する場合は、次の手続きによるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに直ちに当金庫に提出してください。ただし、相殺により貸越金が高極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充当することとします。

②前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅延なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到着した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到着した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金、手数料等の支払は不要とします。

(4)第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)第1項により相殺する場合においては借入金等の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

18. (不稼動口座及び不稼動口座維持手数料)

(1)最終移動日(当該普通預金利息の元本への組入れ、不稼動口座維持手数料(以下、維持手数料という。)の引落しを除く)から2年以上、一度も預入れ(当該普通預金利息を除く)又は払出し(維持手数料の引落しを除く)が無い口座を不稼動口座として取扱います。

(2)不稼働口座維持手数料

- ①本手数料は、前項(1)の不稼働口座が対象となります。
- ②不稼働口座となった場合、お届けのご住所に不稼働口座に関するご案内の書面を郵送します。発送後2ヵ月間ご利用（お預入れ、払戻し）がなく、かつ、預金残高が10,000円に満たないときは、この預金口座から払戻請求書等によることなく、維持手数料の引落しが出来るものとします。またお支払いいただいた維持手数料は、ご返却いたしません。
- ③預金残高が維持手数料の額に満たないときは、元金全額を維持手数料に充当いたします。なお、この際この普通預金口座は預金者に通知文を郵送後、解約できるものとします。
- ④維持手数料は別途定めます。

(3)その他手数料

- ①この預金口座取引に関する手数料が改定もしくは新設された場合においても、預金者は改定もしくは新設された手数料を負担し、手数料は前項②の方法により引落しいたします。
- ②前項にかかわらず当該手数料の引落しができなかった場合、預金者に通知することにより口座を解約することができるものとします。

19. (この規定の変更等)

この規定の条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

以 上

普通預金規定

1. (取扱店の範囲)

この預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。ただし、当店以外での払戻しは、払戻請求書に押印された印影（または記入された署名・暗証）と届出の印鑑（または署名鑑・暗証）との照合手続をした後に行います。この預金を当店以外の店舗で払戻す場合には1日につき1,000万円までを限度とします。但し、当金庫が適当であると認めた場合は、この限度額を超えて払い戻すことが出来るものとします。

2. (証券類の受入れ)

- (1)この預金の口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。
- (2)手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3)証券類のうち裏書等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
- (4)手形、小切手を受入れるときは複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5)証券類の取立のために特に費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受入れ)

- (1)この預金口座には為替による振込金を受入れます。
- (2)この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1)証券類は受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は通帳のお支払い金額欄に記載します。
- (2)受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は、直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3)前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

5. (預金の払戻し)

- (1)この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）して通帳とともに提出してください。
- (2)この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、当金庫所定の手続きをしてください。
- (3)同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

6. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまで、この残高から除きます。）1,000円以上について付利単位100円とし、毎年3月、9月に当金庫所定の日に、店頭掲示の預金利率表記載の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。ただし、利率は金融情勢の変化により変更することがあります。

7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1)この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届けてください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2)この通帳を失った場合の通帳の再発行もしくは預金口座の解約または、印章を失った場合の預金の払戻しは、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3)この通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の手料をいただきます。

8. (成年後見人等の届出)

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または、任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前記(1)項ないし(2)項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4)前記(1)項ないし(3)項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に直ちに書面によって届出てください。
- (5)前記(1)項ないし(4)項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

9. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名・暗証)を届出の印鑑(または署名鑑・暗証)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

10. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1)この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2)当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫の書式により行います。

11. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第12条第3項第1号、第2号AからGおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条第3項第1号、第2号AからGまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

12. (解約等)

- (1)この預金口座を解約する場合には、通帳および届出印の印章を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2)次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ②この預金の預金者が第10条第1項に違反した場合
 - ③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - D. 暴力団準構成員
 - E. 暴力団関係企業
 - F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - G. その他前各号に準ずる者
 - ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (4)この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または、預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様に行うものとします。
- (5)前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店で申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人をもとめることがあります。

13. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到着すべき時に到達したものとみなします。

14. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1)この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2)相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
- ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前号の充当指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3)相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到着した日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは不要とします。
- (4)相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5)相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

15. (不稼働口座及び不稼働口座維持手数料)

- (1)最終移動日 |当該普通預金利息の元本への組入れ、不稼働口座維持手数料(以下、維持手数料という。)の引落しを除く| から2年以上、一度も預入れ(当該普通預金利息を除く)又は払出し(維持手数料の引落しを除く)が無い口座を不稼働口座として取扱います。
- (2)不稼働口座維持手数料
- ①本手数料は、前項(1)の不稼働口座が対象となります。
 - ②不稼働口座となった場合、お届けのご住所に不稼働口座に関するご案内の書面を郵送します。発送後2ヵ月間ご利用(お預入れ、払戻し)がなく、かつ、預金残高が10,000円に満たないときは、この預金口座から払戻請求書等によることなく、維持手数料の引落しが出来るものとします。またお支払いいただいた維持手数料は、ご返却いたしません。
 - ③預金残高が維持手数料の額に満たないときは、元金全額を維持手数料に充当いたします。なお、この際この普通預金口座は預金者に通知文を郵送後、解約

できるものとします。

④維持手数料は別途定めます。

(3)その他手数料

①この預金口座取引に関する手数料が改定もしくは新設された場合においても、預金者は改定もしくは新設された手数料を負担し、手数料は前項②の方法により引落しいたします。

②前項にかかわらず当該手数料の引落しができなかった場合、預金者に通知することにより口座を解約することができるものとします。

16. (規定の変更等)

この預金の各条項および前記第12条第4項にもとづく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

以 上

無利息型普通預金規定

1. (取扱店の範囲)

この預金は、当店のほか当金庫本店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。ただし、当店以外での払戻しは、払戻請求書に押印された印影（または記入された署名・暗証）と届出の印鑑（または署名鑑・暗証）との照合を行った後に行います。この預金を当店以外の店舗で払戻す場合には1日につき1,000万円までを限度とします。但し、当金庫が適当であると認めた場合は、この限度額を超えて払い戻すことが出来るものとします。

2. (証券類の受入れ)

- (1)この預金の口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。
- (2)手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3)証券類のうち裏書等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
- (4)手形、小切手を受入れるときは複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5)証券類の取立のために特に費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受入れ)

- (1)この預金口座には為替による振込金を受入れます。
- (2)この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1)証券類は受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は通帳のお支払い金額欄に記載します。
- (2)受入れた証券類が不渡りとなったときは、直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落し、その証券類は当店で返却します。
- (3)前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

5. (預金の払戻し)

- (1)この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）して通帳とともに提出してください。
- (2)この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、当金庫所定の手続きをしてください。
- (3)同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

6. (利息)

この預金には利息をつけません。

7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1)この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届けてください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2)この通帳を失った場合の通帳の再発行もしくは預金口座の解約または、印章を失った場合の預金の払戻しは、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3)この通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の手料をいただきます。

8. (成年後見人等の届出)

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または、任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前記(1)項ないし(2)項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

(4)前記(1)項ないし(3)項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に直ちに書面によって届出てください。

(5)前記(1)項ないし(4)項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

9. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名・暗証）を届出の印鑑（または署名鑑・暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

10. (譲渡、質入れ等の禁止)

(1)この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

(2)当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫の書式により行います。

11. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第12条第3項第1号、第2号AからGおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条第3項第1号、第2号AからGまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

12. (解約等)

(1)この預金口座を解約する場合には、通帳および届出印の印章を持参のうえ、当店に申出てください。

(2)次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

②この預金の預金者が第10条第1項に違反した場合

③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

(3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団

B. 暴力団員

C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

D. 暴力団準構成員

E. 暴力団関係企業

F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

G. その他前各号に準ずる者

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

(4)この預金は、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または、預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様に行うものとします。

(5)前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人をもとめることがあります。

13. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到着すべき時に到達したものとみなします。

14. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1)この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2)相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到着した日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは不要とします。

(4)相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

15. (不稼動口座及び不稼動口座維持手数料)

(1)最終移動日(不稼動口座維持手数料(以下、維持手数料という。)の引き落としを除く)から2年以上、一度も預入れ又は払出し(維持手数料の引き落としを除く)が無い口座を不稼動口座として取扱います。

(2)不稼動口座維持手数料

①本手数料は、前項(1)の不稼動口座が対象となります。

②不稼動口座となった場合、お届けのご住所に不稼動口座に関するご案内の書面を郵送します。発送後2カ月間ご利用(お預入れ、払戻し)がなく、かつ、預金残高が10,000円に満たないときは、この預金口座から払戻請求書等によることなく、維持手数料の引落としが出来るものとします。また、お支払いいただいた維持手数料は、ご返却いたしません。

③預金残高が維持手数料の額に満たないときは、元金全額を維持手数料に充当いたします。なお、この際この普通預金口座は預金者に通知文を郵送後、解約できるものとします。

④維持手数料は別途定める。

(3)その他手数料

- ①この預金口座取引に関する手数料が改定もしくは新設された場合においても、預金者は改定もしくは新設された手数料を負担し、手数料は前項②の方法により引落としいたします。
- ②前項にかかわらず当該手数料の引落としができなかった場合、預金者に通知することにより口座を解約することができるものとします。

以 上

納税準備預金規定

1. (預金の目的、預入れ)

納税準備預金(以下「この預金」といいます。)は、国税または地方税(以下「租税」という。)納付の準備のためのもので、当店のほか当金庫本支店のどの店舗でも、いつでも預入れができます。

2. (証券類の受入れ)

- (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金額取証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。
- (2)手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3)証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4)手形、小切手を受入れるときは、複記のいかにかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5)証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受入れ)

- (1)この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2)この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1)証券類は、受入店で取立て、不渡返還期限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳のお支払金額欄に記載します。
- (2)受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を納税準備預金元帳から引落し、その証券類は当店で返却します。
- (3)前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

5. (預金の払戻し)

- (1)この預金は、預金者(または同居の親族)の租税納付にあてる場合に限り払戻しができます。ただし、災害その他の事由で、当金庫がやむを得ないと認めたときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。
- (2)この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して通帳とともに当店に提出してください。
- (3)租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。ただし、当店で取扱うことのできない租税については納付先宛の信用金庫振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。
- (4)この預金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。なお、同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

6. (利息)

- (1)この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。以下同じです。)1,000円以上について付利単位を100円として、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、店頭に表示する毎日の納税準備預金の利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。
- (2)租税納付以外の目的でこの預金を払戻した場合、および第12条第2項の規定によりこの預金を解約した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示する毎日の普通預金の利率によって計算します。
- (3)前2項の利率は金融情勢に応じて変更します。
- (4)この利息には第2項の場合を除き所得税はかかりません。

7. (納税貯蓄組合法による特例)

この預金が納税貯蓄組合法にもとづき結成された組合の組合員が行う納税準備預金(以下「納税貯蓄組合預金」という。)である場合は、預金の払戻しおよび

利息につき次のとおり取扱います。

- ①納税貯蓄組合預金は第5条第1項の規定にかかわらず租税納付以外の目的でも払戻しができます。
- ②租税納付以外の目的で払戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、第6条第2項の場合と同様に普通預金の利率によって計算しますが、その払戻額の合計額が当該利息計算期間中において納税貯蓄組合法に定める一定金額以下のときは、所得税はかかりません。

8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1)通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2)通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3)通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

9. (成年後見人等の届出)

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前記(1)項ないし(2)項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4)前記(1)項ないし(3)項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5)前記(1)項ないし(4)項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

10. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

11. (譲渡、質入れの禁止)

- (1)この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2)当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

12. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第13条第2項第1号、第2号AからGおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条第2項第1号、第2号AからGまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

13. (解約)

- (1)この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - D. 暴力団準構成員
 - E. 暴力団関係企業

- F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- G. その他前各号に準ずる者
- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

以 上

貯蓄預金規定

1. (取扱店の範囲)

この預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは、払戻しができます。ただし、当店以外での払戻しは、払戻請求書に押印された印影（または記入された署名・暗証）と届出の印鑑（または署名鑑・暗証）との照合手続きをした後に行います。この預金を当店以外の店舗で払戻す場合には1日につき1,000万円までを限度とします。但し、当金庫が適当であると認めた場合は、この限度額を超えて払い戻すことが出来るものとします。

2. (証券類の受入れ)

- (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金額取証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。
- (2)手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3)証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
- (4)手形、小切手を受入れたときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5)証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭提示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受入れ)

- (1)この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2)この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1)証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳のお支払金額欄に記載します。
- (2)受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を貯蓄預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3)前記第2項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

5. (預金の払戻し)

この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）して通帳とともに提出してください。

6. (自動支払い等)

この預金口座から各種料金等の自動支払いをすることはできません。また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

7. (利息)

- (1)この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。以下同じです。）1,000円以上について付利単位を1円として、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、この預金に組入れます。
- (2)この預金の利息を計算するときの基準となる預金残高（以下「基準残高」といいます。）は店頭表示のそれぞれの段階とし、毎日の最終残高に応じて該当利率を適用します。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1)通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2)通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(3)通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

9. (成年後見人等の届出)

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前記第1項ないし第2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4)前記第1項ないし第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5)前記第1項ないし第4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

10. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名・暗証）を届出の印鑑（または署名鑑・暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

11. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1)この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるといっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2)当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

12. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第13条第3項第1号、第2号AからGおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条第3項第1号、第2号AからGまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

13. (解約等)

- (1)この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店で申出てください。
- (2)次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ②この預金の預金者が第11条第1項に違反した場合
 - ③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - D. 暴力団準構成員
 - E. 暴力団関係企業
 - F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - G. その他前各号に準ずる者

- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- (4)この預金が、当金庫が別途表示する一定期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様に行うものとします。
- (5)前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
- 14. (通知等)**
届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- 15. (保険事故発生時における預金者からの相殺)**
- (1)この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
 - (2)相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
 - (3)相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到着した日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは不要とします。
 - (4)相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
 - (5)相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以上

ばんしんスイングサービス規定

1. (スイングの時期、金額等)

- (1)貯蓄預金スイングサービスとは、別に提出されたスイング申込書に指定されたスイング指定日に、スイング金額を指定出金口座から自動的に払戻し、指定入金口座へ振替えて入金するサービスをいいます。(以下この指定出金口座から指定入金口座への振替を「スイング」といいます。)
- (2)指定出金口座および指定入金口座については、取扱店における申込人名義の口座(普通預金、貯蓄預金)に限るものとします。

- (3)スイング指定日にスイング金額および後記2に定める手数料（以下「スイング手数料」といいます。）の合計額が指定出金口座の支払可能残高（ただし、総合口座において当座貸越を利用できる範囲内の金額を含まないものとします。また、普通預金指定残高の超過金額を貯蓄預金へスイングする場合は、支払可能残高にはその指定残高を含まないものとします。）をこえるときは、通知することなくその回のスイングを行いません。
- (4)指定した振替日に対応する応当日がないときは、その月の末日をもって振替日とします。なお、振替指定日が休業日にあたる場合は、その翌営業日をもって振替日とします。
- (5)振替金額は、10万円以上1万円単位とします。なお、スイングによる振替は月2回までとします。

2. (スイング手数料)

本取扱いにかかわる手数料については、そのつど当金庫所定のスイング手数料を指定出金口座から自動的に引落します。

3. (払戻請求書等の取扱い)

貯蓄預金スイングサービス契約による口座振替における預金からの払戻しおよび手数料の引落しにあたっては、指定出金口座にかかる預金規定にかかわらず、払戻請求書および通帳の提出を不要とします。

4. (通知)

貯蓄預金スイングサービス契約による口座振替については、口座振替済の通知の発行は省略するものとします。

5. (解約・変更)

- (1)スイングサービスについては、当事者の一方からの書面による通知によりいつでも解約できるものとします。ただし、当金庫に対する解約の通知は、当金庫所定の書面により取扱店に届出るものとします。
- (2)指定出金口座または指定入金口座が解約された場合は、その口座にかかる限度においてスイングサービスも同時に解約されたものとして取扱います。
- (3)相続の開始等、貯蓄預金スイングサービス契約の解約を必要とする相当の事由が生じたときは、その事由が生じた日にこの契約は通知することなく解約いたします。
- (4)貯蓄預金スイングサービス依頼書の内容を変更する場合は、あらかじめ書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当金庫はその責任を負いません。

6. (規定の準用)

この規定に定めのない事項に関しては、指定出金口座および指定入金口座にかかる預金規定により取扱います。

以 上

通知預金規定

1. (預入れの最低金額)

通知預金（以下「この預金」といいます。）の預入れは1口10,000円以上とします。また、通帳式の場合は通帳を持参してください。

2. (預金の支払時期等)

- (1)この預金は、預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。
- (2)この預金の解約にあたっては、第6条第3項による場合を除き、解約する日の2日前までに通知を必要とします。

3. (証券類の受入れ)

- (1)小切手その他の証券類を受入れたとき、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2)受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は証書と引換えに、また通帳式の場合は通帳の当該受入の記載を取消したうえで当店で返却します。

4. (利息)

- (1)この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について店頭に表示する毎日の通知預金の利率によって計算します。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
- (2)この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3)この預金の付利単位は1,000円とします。

5. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第6条第3項第1号、第2号AからGおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第3項第1号、第2号AからGまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

6. (預金の解約)

- (1)この預金を解約するときは、証書裏面の受取欄（通帳式の場合は、当金庫所定の払戻請求書）に届出の印章により記名押印して提出してください。
- (2)解約は預金一口ごとに取扱います。その一部の解約はいたしません。
- (3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - D. 暴力団準構成員
 - E. 暴力団関係企業
 - F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - G. その他前各号に準ずる者
 - ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

7. (届出事項の変更等)

- (1)証書(または通帳)や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2)証書(または通帳)や印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い、または証書(または通帳)の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

8. (成年後見人等の届出)

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前記第1項ないし第2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4)前記第1項ないし第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5)前記第1項ないし第4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

9. (印鑑照合等)

証書(または払戻請求書)、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

10. (譲渡、質入れの禁止)

- (1)この預金および証書(または通帳)は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2)当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

11. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1)第2条にかかわらず、この預金は、預入日から7日間の据置期間経過前である場合、または、解約する日の2日前までに通知がない場合であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2)前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、預金証書(または預金通帳と払戻請求書)に届出の印章により記名押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前号の充當の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③前記第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく、異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3)第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到着した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到着した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金、手数料等の支払は不要とします。

(4)第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以 上

定期預金共通規定

1. (証券類の受入れ)

- (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2)受入れ証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳については当該受入れの記載を取消したうえ、証書については引換えに、当店で返却します。

2. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第3条第3項第1号、第2号AからGおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第3条第3項第1号、第2号AからGまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

3. (預金の解約、書替継続)

- (1)この預金を解約または書替継続するときは、通帳については当金庫所定の払戻請求書に、証書については裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して、通帳または証書とともに提出してください。
- (2)期日指定定期預金の一部について解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。
- (3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - D. 暴力団準構成員
 - E. 暴力団関係企業
 - F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - G. その他前各号に準ずる者
 - ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

4. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

- (1)通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2)通帳・証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い、または通帳・証書の再発行は当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3)通帳・証書を再発行(汚損等による再発行を含みます。)する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

5. (成年後見人等の届出)

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前記第1項ないし第2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4)前記第1項ないし第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5)前記第1項ないし第4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

6. (印鑑照合等)

証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

7. (譲渡、質入れの禁止)

- (1)この預金および通帳・証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2)当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

8. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1)この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2)前項により相殺する場合は、次の手続によるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳については当金庫所定の払戻請求書に、証書については裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③前記第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅延なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3)第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到着した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到着した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金、手数料等の支払は不要とします。
- (4)第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5)第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以上

自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）規定

<自動継続以外>

1.（預金の支払時期等）

自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」といいます。）は、通帳・証書記載の満期日以後に利息とともに支払います

2.（利息）

(1)この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳・証書記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および別表2の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間利払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

A. 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名捺印して、通帳または証書とともに提出してください。

B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

C. 定期預金とする場合には、当金庫所定の基準により、中間利払日にその自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にするこの預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、中間利息定期預金の利率は中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。

②預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前記第1号にかかわらず約定日数および約定利率によって6ヶ月複利の方法により計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、複利型の計算方法は個人のみとします。

③中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2)この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3)当金庫がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数について別表1の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算（預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6ヶ月複利の方法）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

(4)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

(5)上記のうち法人については預入日の3年後から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息を単利の方法により計算します。

3.（中間利息定期預金）

(1)中間利息定期預金の利息については、前記第2条の規定を準用します。

(2)中間利息定期預金については、原則として通帳に記載、または預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。

①中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

②中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、通帳については当金庫所定の預金払戻請求書に、証書については裏面の受取欄に届出の印章により記名捺印して提出してください。

③中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名捺印して通帳または証書とともに提出してくだ

さい。

この他、この規定に定めのない事項に関しては、「定期預金共通規定」により取扱います。

<自動継続扱い>

4. (自動継続)

- (1)自動継続自由金利型定期預金(M型)(以下「この預金」といいます。)は、通帳・証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金(M型)に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2)この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3)継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

5. (利息)

- (1)この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下第5条第1項および第2項において同じです。)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および通帳・証書記載の利率(継続後の預金については上記第4条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- ①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間払日」とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数および別表2の中間払利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算した中間払額(以下「中間払額」といいます。)を利息の一部として、各中間払日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金(以下「自動継続自由金利型2年定期預金(M型)」)とします。)に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。
 - ②預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、上記第1号にかかわらず約定日数および約定利率によって6ヶ月複利の方法で計算し、満期日に支払います。なお、複利型の計算方法は個人のみとします。
 - ③中間払利息(中間払日複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」といいます。)は満期日に支払います。
- (2)この預金の利息の支払は、次のとおり取扱います。
 - ①預入日の1ヶ月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金および預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ②自動継続自由金利型2年定期預金(M型)の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。
 - A. 預金口座へ振替える場合には、中間払日および満期日に指定口座へ入金します。
 - B. 中間払利息を定期預金とする場合には、中間払日にその自動継続自由金利型2年定期預金(M型)と満期日を同一にする自由金利型定期預金(M型)(以下「中間利息定期預金」といいます。)とし、その利率は、中間払日における当金庫所定の利率を適用します。
満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金(M型)に継続します。
 - ③預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払預金は、中間払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ④利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名捺印して通帳または証書とともに提出してください。
- (3)継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を除きます。)は、満期日以降にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以降の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算します。
(4)当金庫がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および『定期預金共通規定』第3条第3項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数について別表1の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算（預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6ヶ月複利の方法）し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

(5)この預金の付利単位は1円とし、1年365日として日割で計算します。

(6)上記のうち法人については預入日の3年後から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息を単利の方法により計算します。

6. (中間利息定期預金)

(1)中間利息定期預金の利息については、上記第5条の規定を準用します。

(2)中間利息定期預金については、原則として通帳に記載、または預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。

①中間利息定期預金の内容については、別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

②中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、通帳については当金庫所定の預金払戻請求書に、証書については裏面の受取欄に届出の印章により記名捺印して提出してください。

③中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名捺印して通帳または証書とともに提出してください。

この他、この規定に定めのない事項に関しては「定期預金共通規定」により取扱います。

以 上

自由金利型定期預金（大口定期預金）規定

<自動継続以外>

1. (預金の支払時期等)

自由金利型定期預金（以下「この預金」といいます。）は、通帳・証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (利息)

(1)この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳・証書記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とした場合の利息の支払いは次によります。

①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および別表2の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A. 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名捺印して通帳または証書とともに提出してください。

B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2)この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3)当金庫がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について別表1の預入日数に応じた利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息額との差額を清算します。

(4)この預金の付利単位は100円とし、1年を365日として日割で計算します。

その他、この規定に定めのない事項に関しては、「定期預金共通規定」により取扱います。

<自動継続扱い>

3. (自動継続)

(1)自動継続自由金利型定期預金（以下「この預金」といいます。）は、通帳・証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

(2)この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3)継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

4. (利息)

(1)この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、第4条第1項および第2項において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳・証書記載の利率（継続後の預金については上記第3条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とした場合の利息の支払いは、次によります。

①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および別表2の中間利払利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）

を利息の一部として各中間払日に支払います。

②中間払利息（中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に支払います。

(2)この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

①預入日の1ヶ月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または、満期日に元金に組入れて継続します。

②預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間払日に指定口座へ入金します。また、満期払利息はあらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

③利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名捺印して通帳または証書とともに提出してください。

(3)継続を停止した場合の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(4)当金庫がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および『定期預金共通規定』第3条第3項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について、別表1の預入期間に応じた利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

(5)この預金の付利単位は100円とし、1年を365日として日割で計算します。この他、この規定に定めのない事項に関しては、「定期預金共通規定」により取扱います。

以 上

自由金利型期日指定定期預金規定

<自動継続以外>

1. (預入れの最低金額)

自由金利型期日指定定期預金(以下「この預金」といいます。)の預入れは1口1千円以上とします。

2. (預金の支払時期等)

(1)この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

(2)満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日(通帳・証書記載の据置期間満了日)から通帳・証書記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1ヶ月前までに通知をしてください。

この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。

(3)満期日の指定がないときは、最長預入期限(3年)を満期日とします。

(4)指定された満期日から1ヶ月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1ヶ月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

3. (利息)

(1)この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

①1年以上2年未満 通帳・証書記載の「2年未満」の利率

②2年以上 通帳・証書記載の「2年以上」の利率

(2)この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3)当金庫がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合にはその利息は預入日から解約日の前日までの日数および別表1の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算しこの預金とともに支払います。

(4)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

この他、この規定に定めのない事項に関しては、「定期預金共通規定」により取扱います。

<自動継続扱い>

4. (預入れの最低金額)

自動継続期日指定定期預金(以下「この預金」といいます。)の預入れは1口1千円以上とします。

5. (自動継続)

(1)この預金は、通帳・証書記載の最長預入期限に自動的に自由金利型期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。

(2)この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3)継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を当店に申出てください。

6. (預金の支払時期等)

(1)この預金は、次に定める満期日以後に支払います。

①満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。

満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日(通帳・証書記載の据置期間満了日)。継続をしたときはその継続日の1年後の応当

日)から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1ヶ月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。

②継続停止の申出があり満期日の指定がないとき(次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含む。)は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。

(2)指定された満期日から1ヶ月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1ヶ月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

(3)継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

7. (利息)

(1)この預金の利息は、継続日(解約するときは解約時)に預入日から最長預入期限(解約するときは満期日)の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

①1年以上2年未満 通帳・証書記載の「2年未満」の利率

②2年以上 通帳・証書記載の「2年以上」の利率

(2)継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。

(3)継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座への振替入金または元金に組み入れます。

(4)指定された満期日から1ヶ月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(5)当金庫がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および『定期預金共通規定』第3条第3項の規定により解約する場合、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および別表1の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

(6)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

この他、この規定に定めのない事項に関しては、『定期預金共通規定』により取扱いをします。

以上

自動継続定額複利預金（自由金利型定期預金（M型））規定

1.（自動継続）

- (1)自動継続定額複利預金（以下「この預金」といいます。）は預金証書記載の最長預入期限に自動的に定額複利預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2)この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。
- (3)継続を停止するときは、最長預入期限（継続したときはその最長預入期限。以下同様とします。）までにその旨を申出てください。

2.（預金の支払時期等）

- (1)この預金は、預金の全部または一部について預入日の6ヶ月後の応当日（継続をしたときはその継続日の6ヶ月後の応当日）以後の任意の日に利息とともに支払います。
- (2)前項による（一部支払をしたときは、その支払後の預金残高。以下同様とします。）の一部支払は預入日の6ヶ月後の応当日から、最長預入期限の前日までの間に、10,000円以上10,000円単位の金額で請求してください。ただし、お支払後の残高が1,000円以上になるように指定してください。なお、この預金の一部支払をしたときは、その支払後の預金残高について、引続き自動継続の取扱いをします。

3.（利息）

- (1)この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時、一部支払をするときは一部支払の時）に預入日から最長預入期限（解約するときは解約日、ただし、最長預入期限以後に解約するときは最長預入期限。一部支払するときは一部支払日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（継続後の預金については上記第1条第2項の利率。）によって6ヶ月複利の方法で計算します。ただし、一部支払をするときのこの預金の利息は、一部支払をする元金部分について計算します。
 - ①6ヶ月以上1年未満
 - ②1年以上2年未満
 - ③2年以上3年未満
 - ④3年以上4年未満
 - ⑤4年以上5年未満
 - ⑥5年
- (2)継続後の預金についても上記第3条第1項と同様の方法によります。
- (3)継続する場合の利率は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座に入金、または元金に組入れます。ただし、利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに提出してください。
- (4)解約または一部支払をするときのこの預金の利息は、解約または一部支払をする元金とともに支払います。
- (5)継続を停止し、最長預入期限経過後にこの預金を解約する場合の利息は、この預金とともに支払います。なお、最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (6)当金庫がやむを得ないものと認めてこの預金を預入日の6ヶ月後の応当日前に解約する場合および『定期預金共通規定』第3条第3項の規定により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (7)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4.（預金の解約、書替継続）

この預金を解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名捺印して預金証書記載の取扱店に提出してください。また、一部解約する場合は、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名捺印して証書とともに預金証書記載の取扱店に提出してください。この他、この規定に定めのない事項に関しては、「定期預金共通規定」により取扱います。

以上

変動金利定期預金規定

<自動継続以外>

1. (預金の支払時期等)

変動金利定期預金(以下「この預金」といいます。)は、通帳・証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヶ月毎の応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6ヶ月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金(M型)(ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金)の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. (利息)

(1)この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

①預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヶ月毎の応当日を「中間払日」とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数(以下「中間払日数」といいます。)および別表2の中間払利率(小数点第3位以下は切り捨てます。)によって計算した中間払額(以下「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間払以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A. 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名捺印して通帳または証書とともに提出してください。

B. 預金口座へ振替える場合には、中間払日に指定口座へ入金します。

②中間払日数および通帳・証書記載の利率(上記2.により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって計算した金額ならびに最後の中間払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息(中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。

③預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前記①、②にかかわらず、預入日から満期日の前日までの日数および約定利率によって6ヶ月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2)この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3)当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

①預入日の6ヶ月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

②預入日の6ヶ月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間払日数および別表1の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切り捨てます。)によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間払日から解約日の前日までの日数および別表1の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切り捨てます。)によって計算した金額の合計額(以下「期限前解約利息」といいます。)を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息(中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)との差額を清算します。

(4)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

この他、この規定に定めのない事項に関しては、「定期預金共通規定」により取扱います。

<自動継続扱い>

4. (自動継続)

(1)自動継続変動金利定期預金(以下「この預金」といいます。)は、通帳・証書記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。

継続された預金についても同様とします。

(2)この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその6ヶ月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金(M型)(ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金)の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の継続後の利率について上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3)継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

5. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日(継続をしたときはその継続日。5.および6.(1)において同じです。)から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヶ月毎の応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6ヶ月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金(M型)(ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金)の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

6. (利息)

(1)この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

①預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヶ月毎の応当日を「中間払日」とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数(以下「中間払日数」といいます。)および別表2の中間払利率(小数点第3位以下は切り捨てます。)によって計算した中間払額(以下「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間払日に指定口座へ入金します。

②中間払日数および通帳・証書記載の利率(上記5.により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については前記4.(2)の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって計算した金額ならびに最後の中間払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息(中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

③預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前記①、②にかかわらず、預入日から満期日の前日までの日数および約定利率によって6ヶ月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。

④利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名捺印して通帳または証書とともに提出してください。

(2)継続を停止した場合、この預金の利息(中間払利息を除きます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(3)当金庫がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

①預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)の6ヶ月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

②預入日の6ヶ月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間払日数について別表1の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切り捨てます。)によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間払日から解約日の前日までの日数について別表1の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切り捨てます。)によって計算した金額の合計額(以下「期限前解約利息」といいます。)を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息(中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)との差額を清算します。

(4)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

この他、この規定に定めのない事項に関しては、「定期預金共通規定」により取扱います。

以上

ばんしん懸賞金付定期預金「ベストワン」規定（利払式自動継続扱い）

この預金は、この規定およびばんしん懸賞金付定期預金「ベストワン」取扱要項（取扱期間中の要項は窓口に備え付けています）により取扱います。

1.（受入方法）

定期預金の受入は、ご本人名義口座（以下「振替指定口座」といいます。）からの口座振替に限るものとします。なお、振替指定口座は、普通預金とします。また本定期預金の新たなお預け入れは、原則通帳式となります。

2.（懸賞金抽選権）

この定期預金には金額10万円につき1本の懸賞金抽選権（抽選番号）を付与します。その抽選番号は、通帳または、証書表面及び証書裏面記載のとおりとします。また、満期日以降、通帳には継続記帳ができ、抽選番号を再度付与します。証書裏面には3回（初回含む）までの継続記帳ができ、抽選番号も3回（初回含む）まで付与します。尚、継続記帳は満期応当日に取扱いしている懸賞金付定期預金の取扱期間内（終了後10営業日含む）に限ります。ただし、通帳・証書記載の満期日に自動継続された預金については、通帳・証書記載の抽選番号は今回限りとし、次回以降の懸賞金抽選権としての効力を持ちません。

3.（自動継続）

- (1)この預金は通帳・証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利定期預金（M型）に自動的に継続します。
- (2)この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3)継続を停止するときは、満期日（継続したときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に振替指定口座へ入金します。現金での支払いは致しません。

4.（利息及び懸賞金）

- (1)この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数および通帳・証書記載の利率（継続後の預金については上記第3条第2項の利率）によって計算し、満期日に支払います。
- (2)この預金の利息並びに懸賞金（当選の場合）の支払いは、次のとおり取扱います。
この預金の利息並びに懸賞金（当選の場合）は、満期日に振替指定口座へ入金します。現金での支払いは致しません。
- (3)継続を停止した場合のこの預金の利息は満期日以降にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (4)この預金は満期日の前には解約できません。ただし当金庫がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および『定期預金共通規定』第3条第3項の規定により解約する場合には、その利息は預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、当金庫が別途定める定期預金の中途解約利率にもとづき、預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

5.（懸賞金の支払方法）

- (1)満期日に一括して支払います。
- (2)この預金をやむを得ず期限前に解約する時は、懸賞金のお支払いはできません。
- (3)懸賞金の支払額は抽選権1本あたり10万円を限度とします。

6.（解約）

この定期預金を解約するときは、通帳については当金庫所定の払戻請求書に、証書については裏面の受取欄に届出の印章により、記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。解約金は全て振替指定口座へ入金します。現金での支払いは致しません。

7.（懸賞金の取扱い）

- (1)当選した場合の懸賞金については、『定期預金共通規定』の第8条（保険事故発生時における預金者からの相殺）の各条項に準じて、取扱います。

(2)この預金について譲渡、質入れ、差押え等があった場合には、その効力は懸賞金抽選権または懸賞金にも及ぶものとして取扱います。
この他、この規定に定めのない事項に関しては、『定期預金共通規定』により取扱います。

以 上

ばんしん年金定期預金規定

1. (預入れ資格)

本定期預金は、公的年金〔国民年金、厚生年金（船員年金を含む）、共済年金）または企業年金、労災年金（以下、合わせて「年金」といいます。）の受取りを当金庫で既に開始されているお客さま、または当金庫で新たに開始されるお客さま、もしくは年金の受取指定を当金庫に変更されるお客さまに限り、お預入れできます。

2. (取扱店舗)

本定期預金の預入れおよび支払いは、年金受取を指定している店舗のみ、取扱います。

3. (最低お預入額およびお預入限度額)

預入資格のあるお客さまお一人につき、10万円以上（1円単位）で500万円を限度とします。

4. (お預入れ預金種類および預金名義)

『自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期・振替型）』（以下「振替型定期預金」といいます。）を作成します。

定期預金の名義は年金受取りをされているお客さまの名義に限りま。

5. (少額貯蓄非課税制度（マル優）の利用)

本定期預金は少額貯蓄非課税制度（マル優）を利用することができます。但し、少額貯蓄非課税制度の改定がある場合は、それを適用します。

6. (適用利率)

(1)前記第1条に定める年金を本定期預金の預入期間を通じて当金庫で受取る場合、当金庫が定めた固定利率の約定利率（以下「約定利率」という）とします。

(2)約定利率を適用せず、振替型定期預金の基準利率（以下「基準利率」という）で支払う場合は次の通りとします。

①預入期間中に当金庫で年金の受取がなされない場合

預入期間中に当金庫で年金の受取がなされない場合は通帳・証書記載の利率にかかわらず、当該預金金額に対応する基準利率を預入日に遡って適用します。

②中途解約の場合

当金庫がやむを得ないと認めてこの預金を満期日前に解約する場合及び『定期預金共通規定』第3条第3項の規定により解約する場合の期限前利率の計算に用いる利率は、通帳・証書記載の利率にかかわらず、基準利率とします。

その利息は預入日から解約日前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金と共に振替指定口座へ入金します。現金での支払いは致しません。

i. 6ヶ月未満・・・解約日における普通預金の利率

ii. 6ヶ月以上・・・第6条第1項の基準利率に対する中途解約適用利率

(3)自動継続後の利率は次のとおりとします。

i. 年金定期預金の預入れ資格を満たす場合・・・継続日における店頭表示の年金定期預金の利率

ii. 年金定期預金の預入れ資格を満たさない場合・・・継続日における店頭表示のスーパー定期の利率

7. (利払方法)

当定期預金の利払いは、1年ものは単利、3年ものは半年複利の方法により計算し満期日以後に振替指定口座へ入金します。現金での支払いは致しません。

8. (お預け入れ方法)

本定期預金の新たなお預け入れは、原則通帳式の利払式自動継続定期預金のみとします。

9. (その他)

金融情勢等により内容変更又は取扱を中止させて頂くことがあります。

本規定に定めのない事項については、『自由金利型定期預金（M型）』規定（スーパー定期・振替型）により取扱います。

以上

ばんしんシルバー定期預金規定

1. (預入れ資格)

本定期預金は、公的年金〔国民年金、厚生年金（船員年金を含む）、共済年金〕または企業年金、労災年金（以下、合わせて「年金」といいます。）の受取りを当金庫で既に開始されているお客さま、または当金庫で新たに開始されるお客さま、もしくは年金の受取指定を当金庫に変更されるお客さまに限り、お預入れできます。

2. (取扱店舗)

本定期預金の預入れおよび支払いは、年金受取を指定している店舗のみ、取扱います。

3. (最低お預入額およびお預入限度額)

預入資格のあるお客さまお一人につき、10万円以上（1円単位）で500万円を限度とします。

4. (お預入れ預金種類および預金名義)

期間1年の『自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期・振替型）』（以下「振替型定期預金」といいます。）を作成します。定期預金の名義は年金受取をされているお客さまの名義に限り、お預入します。

5. (少額貯蓄非課税制度（マル優）の利用)

本定期預金は少額貯蓄非課税制度（マル優）を利用することができます。但し、少額貯蓄非課税制度の改定がある場合は、それを適用します。

6. (適用利率)

(1)前記第1条に定める年金を本定期預金の預入期間を通じて当金庫で受取る場合、当金庫が定めた固定利率の約定利率（以下「約定利率」という）とします。

(2)約定利率を適用せず、振替型定期預金の基準利率（以下「基準利率」という）で支払う場合は次の通りとします。

①預入期間中に当金庫で年金の受取がなされない場合

預入期間中に当金庫で年金の受取がなされない場合は通帳・証書記載の利率にかかわらず、当該預金金額に対応する基準利率を預入日に遡って適用します。

②中途解約の場合

当金庫がやむを得ないと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および『定期預金共通規定』第3条第3項の規定により解約する場合の期限前利率の計算に用いる利率は、通帳・証書記載の利率にかかわらず、基準利率とします。

さらにその利息は預入日から解約日前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに振替指定口座へ入金します。現金での支払いは致しません。

i. 6ヶ月未満・・・解約日における普通預金の利率

ii. 6ヶ月以上・・・第6条第1項の基準利率に対する中途解約適用利率

(3)自動継続後の利率は次のとおりとします。

i. シルバー定期預金の預入れ資格を満たす場合・・・継続日における店頭表示のシルバー定期預金の利率

ii. シルバー定期預金の預入れ資格を満たさない場合・・・継続日における店頭表示のスーパー定期預金の利率

7. (お預入れ方法)

本定期預金の新たなお預入れは、原則通帳式の利払式自動継続定期預金のみとします。

8. (その他)

金融情勢等により内容変更又は取扱を中止させて頂くことがあります。

本規定に定めのない事項については、別に定める『自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期・振替型）』により取扱います。

以上

自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期・振替型）規定

<振替型共通>

1.（受入方法）

定期預金の受入は、ご本人名義口座（以下「振替指定口座」といいます。）からの口座振替に限るものとします。なお、振替指定口座は、普通預金または当座預金とします。

2.（解約）

この定期預金を解約するときは、所定の受取欄（当金庫所定の払戻請求書）に届出の印章により、記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。解約金は全て振替指定口座へ入金致します。現金での支払いは致しません。

<自動継続以外>

1.（預金の支払時期等）

自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」といいます。）は、通帳・証書記載の満期日以後に利息とともに振替指定口座へ入金します。

2.（利息）

(1)この預金の利息は、振替指定口座へ入金します。現金での支払いは致しません。

(2)この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳・証書記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間払日」とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数および別表2の中間払利率によって計算した中間払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることが出来ます。

A. 中間払日に振替指定口座へ入金します。

B. 定期預金とする場合には、当金庫所定の基準により、中間払日にその自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にするこの預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、中間利息定期預金の利率は中間払日における当金庫所定の利率を適用します。

②預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前記第1号にかかわらず約定日数および約定利率によって6ヶ月複利の方法により計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、複利型の計算方法は個人のみとします。

③中間払利息（中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。

(3)この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(4)当金庫がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数について別表1の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算（預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6ヶ月複利の方法）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

(5)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

(6)上記のうち法人については預入日の3年後から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息を単利の方法により計算します。

3. (中間利息定期預金)

(1)中間利息定期預金の利息については、前記第2条の規定を準用します。

(2)中間利息定期預金については、原則として通帳に記載、または預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。

①中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

②中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、通帳については当金庫所定の払戻請求書に、証書については裏面の受取欄に届出の印章により、記名捺印して提出してください。

③中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名捺印して通帳または証書とともに提出してください。

この他、この規定に定めのない事項に関しては、「定期預金共通規定」により取扱います。

<自動継続扱い>

4. (自動継続)

(1)自動継続自由金利型定期預金(M型)(以下「この預金」といいます。)は、通帳・証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金(M型)に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

(2)この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3)継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に振替指定口座へ入金します。現金での支払いは致しません。

5. (利息)

(1)この預金の利息は、振替指定口座へ入金します。現金での支払いは致しません。

(2)この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下第5条第2項および第3項において同じです。)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および通帳・証書記載の利率(継続後の預金については上記第4条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および別表2の中間利払利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間利払額」といいます。)を利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金(以下「自動継続自由金利型2年定期預金(M型)」といいます。)に限り、中間利払利息を定期預金とすることができます。

②預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、上記第1号にかかわらず約定日数および約定利率によって6ヶ月複利の方法で計算し、満期日に支払います。なお、複利型の計算方法は個人のみとします。

③中間利払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」といいます。)は満期日に支払います。

(3)この預金の利息の支払は、次のとおり取扱います。

①預入日の1ヶ月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金および預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に振替指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

②自動継続自由金利型2年定期預金(M型)の中間利払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

A. 中間利払日および満期日に振替指定口座へ入金します。

B. 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。

満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金（M型）に継続します。

③預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払預金は、中間利払日に振替指定口座へ入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に振替指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

④利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名捺印して通帳または証書とともに提出してください。

(4)継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以降にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以降の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算します。

(5)当金庫がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および『定期預金共通規定』第3条第3項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数について別表1の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算（預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6ヶ月複利の方法）し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

(6)この預金の付利単位は1円とし、1年365日として日割で計算します。

(7)上記のうち法人については預入日の3年後から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息を単利の方法により計算します。

6. (中間利息定期預金)

(1)中間利息定期預金の利息については、上記第5条の規定を準用します。

(2)中間利息定期預金については、原則として通帳に記載、または預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。

①中間利息定期預金の内容については、別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

②中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、通帳については当金庫所定の払戻請求書に、証書については裏面の受取欄に届出の印章により、記名捺印して提出してください。

③中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名捺印して通帳または証書とともに提出してください。

この他、この規定に定めのない事項に関しては「定期預金共通規定」により取扱います。

以上

積立定期預金規定

1. (預入れ期限等)

- (1)この預金は、通帳記載の満期日の1ヶ月前までは自由に預入れができます。
- (2)この預金の預入れは1回100円以上とします。預入れのときは必ずこの通帳を持参してください。
- (3)この預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れができます。

2. (預金の支払時期)

この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

3. (証券類の受入れ)

- (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2)受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

4. (利息)

- (1)この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入日現在におけるその期間に応じた当金庫所定の自由金利型定期預金(M型)利率によって計算します。
利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日(すでに預入れられている金額については、変更日以後の利息計算日)から適用します。
- (2)この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3)当金庫がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合、および第6条第2項の規定により解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日(利息を金に組入れたときは最後の利息計算日)から解約日の前日までの日数について店頭掲示の預金利率表記載の自由金利型定期預金(M型)の期限前解約利率によって計算しこの預金とともに支払います。
- (4)この預金の付利単位は100円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第6条第2項第1号、第2号AからGおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第2項第1号、第2号AからGまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

6. (預金の解約、書替継続)

- (1)この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。
- (2)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - D. 暴力団準構成員
 - E. 暴力団関係企業
 - F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

G. その他前各号に準ずる者

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1)この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2)この通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合は、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

8. (成年後見人等の届出)

(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。

(2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合は、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前記第1項ないし第2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

(4)前記第1項ないし第3項の届出事項に取消または変更が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

(5)前記第1項ないし第4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

9. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1)この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2)前項により相殺する場合は、次の手続によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳と払戻請求書に届出の印章により記名押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

③前記第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅延なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到着した日の前日日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到着した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金、手数料等の支払は不要とします。

(4)第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

10. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意もって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫はその責任を負いません。

11. (譲渡、質入れの禁止)

(1)この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

(2)当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

以 上

新型自動振替定期積金規定

1. (掛金の払込み)

定期積金（以下「この積金」といいます。）の払込み（以下「掛込」といいます。）は、以下の要領でご本人名義口座（以下支払指定口座といいます。）からの口座振替とします。

- (1)普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、初回を除く第2回目以降の払込みは通帳・払戻請求書の提出を受けることなしに払込日（以下「振替日」といいます。）に支払指定口座から自動的に引落します。なお、初回の払込みについても、普通預金または当座預金からの振替に限るものとします。
- (2)振替日に支払指定口座の資金残高が掛込金額に満たない場合には、振替日の翌営業日以降、当金庫所定の日に掛込を行います。
- (3)同日に他の自動振替やこの積金口座が複数あり、支払指定口座の資金残高がそのすべての引落とし金額に満たない場合には、そのいずれを引落しするかは当金庫の任意とします。
- (4)口座振替は当該定期積金の掛込終了までとします。

2. (給付契約金の支払時期等)

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

3. (払込みの遅延)

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または約定年利回（年365日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。

4. (自動解約等)

この積金の掛込が、振替日より2ヶ月（2回）遅延した場合は、2ヶ月（2回）目の振替日の翌営業日付で「定期積金掛込に関するご案内」を作成しお届けの住所宛に郵送します。なお当金庫がお届けの住所に前記案内を郵送した場合に、その案内が延着または到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

郵送後2ヶ月以内（ご案内の作成日から2ヶ月目の応答日まで）に、通常の掛込回数（遅延分及び通常掛込分の全額が指定口座に入金され引落としとなる）に達しなければ、この積金を解約し、初回払込日から解約日の前日までの期間について、当金庫所定の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払指定口座に支払い（入金）します。

5. (給付補填金等の計算)

- (1)この積金の給付補填金は、給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- (2)約定どおり払込みが行われなかったとき、または、当金庫がやむを得ないものと認めて満期日前の解約および第10条第2項の規定により解約をするときは、初回払込日から解約日の前日までの期間について、当金庫所定の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
- (3)この計算の単位は1円とします。

6. (証書（通帳）の不発行)

この積金は、証書（通帳）を発行しません。

7. (満期)

この積金の満期日（該当日が休日の場合は翌営業日）には当金庫所定の払戻請求書に届出の印章による記名押印することなく、支払指定口座に掛金残高相当額及び利息相当額全てを自動入金致します。

8. (満期日以後の利息)

この積金が積金契約者の事情にて支払指定口座への入金が満期日以降となった場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高相当額）に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払指定口座へ入金致します。現金での支払いは致しません。

9. (反社会的勢力との取引拒絶)

この積金は、第10条第2項第1号、第2号AからGおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条第2項第1号、第2号AからGまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの積金の契約をお断りするものとします。

10. (解約)

(1)この積金を解約するときは、所定の受取欄(当金庫所定の払戻請求書)に届出の印章により、記名押印して支払指定口座の通帳とともに取扱店に提出してください。

解約金は全て支払指定口座へ入金致します。現金での支払いは致しません。

(2)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、この積金を継続することが不適切である場合には、当金庫は積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができますものとします。

①積金契約者が契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②積金契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- D. 暴力団準構成員
- E. 暴力団関係企業
- F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- G. その他本号AからEに準ずる者

③積金契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他本号AからDに準ずる行為

11. (届出事項の変更、支払指定口座の通帳の再発行等)

(1)支払指定口座の通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取扱店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2)支払指定口座の通帳または印章を失った場合の通帳の再発行もしくは給付契約金等の支払いは、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

12. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

13. (譲渡、質入れの禁止)

(1)この積金は譲渡または質入れすることはできません。

(2)当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

14. (成年後見人等の届出)

(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。

- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前記第1項ないし第2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4)前記第1項ないし第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5)前記第1項ないし第4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

15. (保険事故発生時における積金契約者からの相殺)

- (1)この積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この積金に、質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2)前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
- ①相殺通知は書面によるものとします。当金庫所定の払戻請求書に届出印を押印して通知と同時に当金庫に提出してください。
 - ②複数の借入金等の債務（積金契約者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で積金契約者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺するものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ③前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ④第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3)第1項により相殺する場合の利息相当額等については、次のとおりとします。
- ①この積金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定年利回を適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金、手数料等の支払いは不要とします。
- (4)第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5)第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以上

盗難通帳等による預金等の不正な払戻し被害の補てん等に関する特約

1. (特約の適用範囲等)

(1)この特約は、個人のお客さま(以下「預金者」といいます。)が当金庫に有する預金および定期積金(以下「預金等」といいます。)で、払戻し(解約、書替継続による払戻しならびに当座貸越を利用した借入れを含みます。以下同じ。)の際に、届出の印章(または署名・暗証)により記名押印(または署名・暗証記入)し、通帳または証書(以下「通帳等」といいます。)を提出する預金等について適用されます。

(2)この特約は、以下のお取扱いを定めるものです。

①盗取された通帳等を用いて預金等の不正な払戻しが当金庫の本支店の窓口で行われた場合における取扱い

②本人確認(預金等の払戻しにおける権限の確認をいいます。)に関する取扱い

(3)この特約は、各種預金規定および定期積金規定(以下「原規定」といいます。)の一部を構成するとともに原規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。

2. (盗難通帳等による預金等の不正な払戻し等)

(1)盗取された通帳等を用いて行われた預金等の不正な払戻し(以下「当該払戻し」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息(定期積金の給付補てん金を含みます。以下同じ。)に相当する金額の補てんを請求することができます。

①通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること

②当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること

③当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2)前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができぬやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であることおよび預金者に過失(重大な過失を除く)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3)前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、通帳等が盗取された日(通帳等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた預金等の不正な払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4)第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。

①当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

C. 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

②通帳等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(5)当金庫が当該預金等について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6)当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金等にかかる払戻請求権は消滅します。

(7)当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳等により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

3. (預金等の払戻しにおける本人確認)

預金等の払戻しにおいて、原規定に定めのある払戻しの手続に加え、当該預金等の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認資料の提出等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

以 上